

東日本大震災に伴う現場代理人の兼務に関する取扱い

〔財 第 8 7 号〕 制 定
平成 23 年 12 月 6 日
平成 24 年 3 月 1 日 改 正
平成 28 年 6 月 24 日 改 正

現場代理人については、原則として工事現場に常駐することと建設工事請負契約書別記で定めているが、東日本大震災にかかる災害復旧工事の発注が増加することに伴い、人材の不足が懸念される。このため、小規模な工事の現場代理人の常駐義務を緩和し、以下のとおり一定基準を満たす2件の工事の兼務を認めることとする。

1 対象工事

以下の基準を全て満たす場合は、2件の工事の現場代理人を兼務できるものとする。

ただし、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約する複数の工事は、これらを1件の工事として扱うものとする。

- ① 当初請負金額が3,500万円（税込）未満の工事であること。
- ② 低入札価格調査制度の調査基準価格に満たない価格をもって契約した工事でないこと。
- ③ 工事場所が市内であること。（県等他の発注機関が兼務を認めている公共工事との兼務を可能とする）。
- ④ 特記仕様書等により発注者が現場代理人の兼務を認めている工事であること。

2 兼務の条件

- (1) 受注者は、現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発注者との連絡に支障を生じさせないこと。
- (2) 現場代理人は、一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

3 手続き

- (1) 受注者は、現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し、それぞれの発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、施工計画書の作成にあたっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

4 施工管理等

受注者は、現場代理人を兼務させたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が発生しないよう、工事現場における安全管理に一層配慮すること。

5 兼務の解除

受注者は、工事を竣工したこと等により施工期間中に現場代理人が工事の兼務を行わなくなった場合は、「現場代理人の兼務解除届」をそれぞれの発注者に提出すること。

6 兼務の取消し

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を取消すものとする。

- ① 安全管理の不徹底に起因する事故の発生や予期しない事態が生じたことにより、兼務を継続することが不相当と認められる場合。
- ② 条件等を偽り、又はその他不正な手段により兼務を行った場合。

7 施行時期

平成 28 年 6 月 24 日以降の公告、指名通知等について適用する。

ただし、契約済又は公告済の工事であっても、1 の基準を全て満たし、発注者が兼務を認めた工事（工事打合簿等の書面により明確となっている工事）については適用できるものとする。

現場代理人の兼務に関する特記仕様書

(工事名：○○○○○○○○○○○○○○○○工事)

1 趣旨

本工事は、東日本大震災に伴う現場代理人の兼務に関する取扱い（平成 23 年 12 月 6 日付け、財令第 87 号。以下、「兼務に関する取扱い」という。）に基づく現場代理人兼務の対象工事であり、工事請負契約書別記第 10 条第 3 項に基づき現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができるものとする。

2 兼務できる工事

(1) 兼務に関する取扱い 1 に規定する工事は、本工事を含む 2 件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。

ただし、兼務できる工事とは当初請負金額が 3,500 万円（税込）未満の場合に限るため注意願います。

また、本工事が低入札価格調査制度の調査基準価格に満たない価格をもって契約した場合は、他の工事との兼務は認めないものとする。

3 兼務の条件

(1) 受注者は、現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発注者との連絡に支障を生じさせないこと。

(2) 現場代理人は、一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

4 手続き

(1) 受注者は、現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し、それぞれの発注者に提出すること。

(2) 受注者は、施工計画書の作成にあたっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

5 兼務の解除

受注者は、工事を竣工したこと等により施工期間中に現場代理人が工事の兼務を行わなくなった場合は、「現場代理人の兼務解除届」をそれぞれの発注者に提出すること。

6 兼務の取消し

発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を取消すものとする。

① 安全管理の不徹底に起因する事故の発生や予期しない事態が生じたことにより、兼務を継続することが不相当と認められる場合。

② 条件等を偽り、又はその他不正な手段により兼務を行った場合。

平成 年 月 日

現場代理人の兼務届

発注者

様

受注者 住所

氏名

下記のとおり 2 件の工事について現場代理人を兼務させたいので、届出します。

記

1 現在従事している工事

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
現場代理人	氏名	連絡先
連絡員	氏名	連絡先

2 今後従事させたい工事

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
連絡員	氏名	連絡先

注 1 : 上記 1 と 2 それぞれの監督員あて提出すること。

注 2 : 兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付すること。

注 3 : 各工事の連絡員は複数名でも構わない。

平成 年 月 日

現場代理人の兼務解除届

発注者

様

受注者 住所

氏名

下記の工事について、平成 年 月 日をもって現場代理人の兼務を解除したいので、届出します。

記

1 兼務を解除する（竣工した）工事

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
現場代理人	氏名	連絡先
連絡員	氏名	連絡先

注1：兼務を解除する（竣工した）工事について、それぞれの監督員あて提出すること。